

熊本地震による被災自動車への対応について

激甚災害に指定された熊本地震によって被災した地域の早期復興を目的として、被災した自動車にあって、車台番号及び登録番号・届出番号のナンバープレート情報が判別できないもの（以下、「番号不明被災自動車」という）については、東日本大震災によって被災した自動車における番号不明被災自動車と同様の対応をすることとしたい。

また、東日本大震災での取り組み及び本件での取り組みを踏まえて、激甚災害により被災した車両の取り扱いに関する手続き等について整理を行っていく。

1. 資金管理法人（本財団資金管理センター）は、法第92条第1項に規定する資金管理業務として、熊本地震によって発生した番号不明被災自動車について、その台数を自治体ごとに把握したうえで、資金管理料金を原資に再資源化預託金等を預託する。
2. 発生台数については、東日本大震災と比較して少数であると想定されることから、東日本大震災で発生した番号不明被災自動車の預託に係る予算で賄うこととしたい。
3. 番号不明被災自動車については、引き取るべき自動車製造業者等を知ることができないことから、指定再資源化機関（本財団再資源化支援部）は、法第106条第2号の規定に基づき、番号不明被災自動車の再資源化等に必要な行為を実施する。
4. 上記1～3について、番号不明被災自動車の台数把握、具体的な申請方法、周知等について環境省、経済産業省の両省と連携して進めることとしたい。
5. 本件については、資金管理業務諮問委員会にて報告後、理事会の議決を得ることとする。